くずまき交流館プラトー宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項 1.-2 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出 を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 2. 第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 1.-2 当館が、インターネットに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ弊社が承諾した場合、当料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。
- 1.-3 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する 行為を するおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力 団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 岩手県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除したものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (1)-2 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。 イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 京都市旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (8) 消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- (9) 宿泊契約成立後に第5条(10)に定めることが判明したとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条 1.-2 に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(6) 及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金は頂きません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項 2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には原則、次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%(又は室料金の3分の1)
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の50%(又は室料金の2分の1)
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%(又は室料金の全額)
- 3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第10条 当館の主な施設等の営業時間は原則、次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間: イ. 門限午後 11 時 ロ. フロントサービス午前 6 時から午後 10 時
- (2) 飲食等(施設)サービス時間: イ. 朝食 午前7時から午前8時30分 ロ. 夕食 午後5時30分から午後7時30分
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第11条 宿泊者が払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第12条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により 宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰 すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第13条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の保障料を宿泊客に支払い、その保障料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等 の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償 します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた 場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は1万円を限度としてその損害を賠償します。

- 1. -2 当館は1万円以上の現金又は時価3万円相当以上の物品は当館の責任の下にお預かりすることはできません。
- 2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、1万円を限度として当館はその損害を賠償します。
- 2.-2 当館は、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
- (1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光 ディスク等情報機器 {コンピュータ及びその末端装置等の周辺機器} で直接処理を行える記録媒体に記 録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解を したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際 お渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

- 第16条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該等宿泊客は当館に対し、 その損害を賠償していただきます。
- 1. -2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

別表1

項目		内 訳				
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	(1)	基本宿泊料(客室料+朝食料・夕食料)			
	追加料金	(2)	追加飲食およびその他の料金			
	税金	(3)	消費税			

1. 基本料金はフロントに提示する料金表によります。

別表2

違約金比率	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
	100%	100%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

1. 割合%は、基本料金に対する違約金の比率です。

(管轄裁判所と準拠法)

第17条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を 管轄する盛岡地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

第1条 当館は、令和3年4月1日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を 当館の宿泊約款と定め、同日施行する。